

空調設備更新工事仕様書

1 件名

特別養護老人ホーム等々力共愛ホームズ空調設備更新工事

2 概要

既設空調機の撤去・処分及び更新空調機の設置・取付けを行うこと。

3 納入場所

東京都世田谷区等々力1-24-11 特別養護老人ホーム等々力共愛ホームズ

4 設置階層

別紙「既設設備の配置図」のとおり。

5 調達物品製品名および台数

- (1) 国内メーカーで未使用品とする。
- (2) 機種は別紙「更新空調機器一覧」のとおりとするが、当該機種の規格以上に優れた製品については同等品可とする。ただし、電気容量等において既設の電源設備等に適合するものに限る。
- (3) 更新機器に要する運送料、設置料、試運転調整料等の費用は受注者の負担とする。

6 既設空調機の撤去・処分

- (1) 既存設備の撤去・処分に要する撤去工事料、撤去管理料、運送料等の費用は受注者の負担とする。
- (2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年6月22日法律第64号）等に基づき適正に処分・廃棄すること。また、発注者よりこれを証する書類を求められた場合は、速やかに関係書類を提出すること。

7 現場確認

入札にあたり、現場確認を希望する場合は、令和3年1月20日（木）午後5時までに次の連絡先へ連絡し、現場確認を行う日程（日付と午前、午後の別）を第3希望まで伝えること。現場確認は、原則平日午前10時から午後4時の間で30分程度とし、一人につき1回までとする。また、現場確認時に仕様等について疑義が生じた場合は、既定の方法により質問を行うこととし、その場での質疑回答は行わないものとする。

【連絡先】 社会福祉法人老後を幸せにする会

等々力共愛ホームズ 彌永

〒158-0082 東京都世田谷区等々力1-24-11

電話番号：03-5706-6588

FAX : 03-3706-6597

E-Mail : k-yanaga@rougo-happy.or.jp

8 作業について

(1) 一般的事項

- ① 作業前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について発注者の承諾を得ること。
確認事項が生じた場合は、その都度、発注者に対応を確認すること。
- ② 施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者と協議したうえで対策等を実施しなければならない。
- ③ 発注者の業務に支障をきたさないように作業すること。
- ④ 納入、設置等にあたっては、十分な養生・安全対策を講ずること。発注者の建築物、工作物、その他既設設備に損害を及ぼした場合は、速やかに報告を行うとともに、受注者の責任において原状に復旧すること。
- ⑤ 作業に関連する法規及び設置する空調機の施工要領等を遵守すること。また、必要に応じて空調機のメーカーからの技術的な助言及び支援を受けること。
- ⑥ 作業上、各種法定有資格者、作業責任者が必要な場合は、資格・免許等の写しを提出するとともに、当該作業時は常駐させること。

(2) 作業内容

- ① 既設設備の配置等は別紙「既設設備の配置図」のとおりとする。
既設空調機を撤去し、今回調達する空調機は原則、既設と同じ位置に設置するものとする。
- ② 電源設備は既設のものを利用する。
- ③ 貫通穴は既存のものを利用する。
- ④ リモコンはワイヤードとし、指定する場所に設置する。
- ⑤ 室外機用架台は既存のものを利用し、必要がある場合は新たに設置すること。
- ⑥ 既設配管、配線、遮断器及び支持物等（以下「既設配管等」という。）は再使用してもよい。ただし、現地調査の結果、再使用に適さないことが判明した場合は、受注者の負担で補修や交換等の適切な対応を行うこと。この場合、既設と同等以上の性能を持つものとする。
- ⑦ 既設配管等で再使用しないものは、発注者の承諾を得た上で撤去すること。
- ⑧ 配管及び配線には行き先を表示し、室外機には室内機の部屋名を表示すること。
なお、当該表示は経年劣化等により不明瞭にならないものであること。
- ⑨ 室外機及び室内機には、転倒防止及び落下防止等の処置を適切に行うこと。
- ⑩ 屋外の支持物を新設する場合は、SUS 製または溶融亜鉛メッキ仕上品とすること。
- ⑪ 室内機及び室外機設置後、必要に応じて天井及び壁等の補修を行うこと。
- ⑫ 屋外及び屋内露出部の配管及び配線にはラッキング等、適切に保護を行うこと。

空調機の取り換えのため保温材を撤去した場合や、既設保温材が劣化している場合は適切に補修すること。

- ⑬ 撤去品や作業に伴い発生する廃材等は乙の責任及び費用負担において適法に処分すること。
- ⑭ 設置後、各種試験調整を行い、結果を報告すること。試験項目はメーカー推奨のものとする。既設配管等を再使用した場合も、これらに係る試験調整を行うこと。試験調整の結果、不合格となった場合は必要な処置を行い、再度試験調整を行うこと。

9 保証

機器の保証期間は、検査受領後1か年とする。ただし、メーカー保証が1年を超える場合は当該メーカー保証期間とする。

また、受注者又は製造者の瑕疵により不良箇所が生じた場合は、無料で修理又は良品と取り換えることとする。施工に関する内容がメーカーの保証に含まれない場合は、受注者が最低1年間無償保証すること。

10 入札予定価格

非公開

11 納入期限

令和3年6月30日（月）

12 支払方法

受注者が完了検査により工事が完了したことを確認した後、適正な請求書を受領してから30日以内に支払う。

13 担当部署

社会福祉法人老後を幸せにする会 特別養護老人ホーム等々力共愛ホームズ事務室

14 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項は、発注者と協議の上その指示に従うものとする。
- (2) 工事等に当たっては、諸法令を遵守し、諸手続きは乙が責任を持って代行すること。

以上